（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一　［略］

［項を削る。］

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十四　特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（第一項第四号を除く。）において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　略］

［項を削る。］

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の十五　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し契約締結時交付書面を交付している場合

［2～4　略］

（届出事項等）

第五十一条　法第百二十六条の二第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十二の二　略］

十三　［略］

［号を削る。］

［十四～十八　略］

［項を削る。］

5 ［略］

4 ［略］

3 ［略］

2 ［略］

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十一　［同上］

2　一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第五十条の三十一の十四　特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　同上］

2　一の特定貯金等契約の締結について組合又は連合会及び特定信用事業代理業者が法第十一条の九及び第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該組合又は連合会が当該書面を交付したときは、当該特定信用事業代理業者は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の十五　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（届出事項等）

第五十一条　［同上］

［一～十二の二　同上］

十二の三　［同上］

十三　法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

［十四～十八　同上］

2　組合又は連合会は、前項第十三号に掲げる場合において法第百二十六条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

6 ［同上］

5 ［同上］

4 ［同上］

3 ［同上］